

「賃貸住宅管理業のあり方の検討に係る有識者会議」開催要項（案）

（名称）

第1条 本会は、「賃貸住宅管理業のあり方の検討に係る有識者会議」（以下「有識者会議」という。）と称する。

（目的）

第2条 有識者会議は、賃貸住宅管理業の今後の賃貸住宅管理業のあり方について検討し、制度の普及促進や必要な改善策について取りまとめることを目的とする。

（委員）

第3条 有識者会議は、別紙に掲げる者をもって構成する。

（座長）

第4条 有識者会議に座長を置く。座長は国土交通省不動産・建設経済局が選任する。

2 有識者会議の議事の進行は座長が行う。

（検討会の議事）

第5条 有識者会議の議事は原則非公開とする。

2 有識者会議の議事概要については、委員に確認を得たのち、国土交通省のホームページにおいて公開する。ただし、座長が必要と認めるときは、その一部を非公開とすることができる。

3 有識者会議の資料は、座長に確認の上、公開とする。ただし、座長が必要と認めるときは、その一部を非公開とすることができる。

4 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、有識者会議に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

（事務局）

第6条 有識者会議の事務局は、国土交通省不動産・建設経済局不動産課に置く。

（雑則）

第7条 この要項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

**別紙**

「賃貸住宅管理業のあり方の検討に係る有識者会議」委員名簿

【委員】

|        |                                              |
|--------|----------------------------------------------|
| 泉 藤博   | 公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会 副会長                     |
| 稲葉 和久  | 一般社団法人賃貸不動産経営管理士協議会 常務理事                     |
| 太田 秀也  | 一般財団法人国土計画協会 専務理事                            |
| 熊谷 則一  | 涼風法律事務所 弁護士                                  |
| 齊藤 広子  | 横浜市立大学国際教養学部 教授                              |
| 佐々木 正勝 | 一般社団法人全国賃貸不動産管理業協会 会長                        |
| 末永 照雄  | 公益財団法人日本賃貸住宅管理協会 直前会長                        |
| 塚本 智康  | ことぶき法律事務所 弁護士                                |
| 土田 あつ子 | 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 消費生活コンサルタント |
| 出口 賢道  | 公益社団法人全日本不動産協会 常務理事                          |
| 中城 康彦  | 明海大学不動産学部 学部長                                |
| 宮野 純   | 公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会 会長                      |

【オブザーバー】

|       |                          |
|-------|--------------------------|
| 鮎澤 良史 | 消費者庁 消費者政策課長             |
| 杉田 雅嗣 | 国土交通省住宅局 参事官（マンション・賃貸住宅） |

（敬称略、五十音順）

【事務局】

国土交通省 不動産・建設経済局 不動産業課